○志免町広報紙有料広告掲載要領

平成20年５月20日志免町告示第47号

改正

平成29年７月４日告示第91号

令和５年６月８日告示第71号

志免町広報紙有料広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、志免町広告事業実施要綱（平成20年志免町告示第45号。以下「要綱」という。）第５条及び第６条の規定に基づき、志免町（以下「町」という。）が発行する「広報しめまち」へ広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の範囲）

第２条　掲載できる広告は、要綱第４条及び志免町広告掲載基準（平成20年志免町告示第46号。以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

（広告の位置）

第３条　広告を掲載する位置は、広報しめまちの裏表紙及び中面の下一段とする。ただし、中面の広告については、編集の都合により掲載ページを指定することができないものとする。

（広告の規格）

第４条　広告の規格は、全一段（縦44ｍｍ×横175ｍｍ）及び半一段（縦44ｍｍ×横85ｍｍ）とし、使用色は４色カラーとする。

（広告掲載の申込み等）

第５条　広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱第７条に規定する志免町広告掲載申込書（様式第１号）及び広告版下（掲載する広告の原稿及びそれに伴う資料等）を発行日の１か月前までに町長に提出しなければならない。

２　前項に規定する広告版下は申込者が作成し、町による修正の必要がない完全版下データ（データとプリントアウトしたもの）によるものとする。なお、版下データは次のいずれかのデータとする。

（１）　イラストレータＥＰＳ（フォントは、アウトラインをとったもの）

（２）　フォトショップＥＰＳ（広告全体を写真画像としたもの）

（３）　ＰＤＦ

（４）　ＴＩＦＦ（広告全体を写真画像としたもの）

（広告掲載料）

第６条　広告掲載料は、中面に掲載する場合は、全一段で２万円、半一段で１万円とし、裏表紙に掲載する場合は、全一段で３万円、半一段で１万５千円とする。

（広告掲載料の納付）

第７条　要綱第８条の決定を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、町指定の納付書により広告掲載料を納付するものとする。

（広告掲載料の不還付）

第８条　広告掲載料の還付は行わないものとする。ただし、広告主の責によらない事由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、要綱の規定による。

附　則

この要領は、公示の日から施行する。

附　則（平成29年７月４日告示第91号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年６月８日告示第71号）

この告示は、公示の日から施行する。